

料金受取人払郵便  
水口局承認  
146  
差出有効期間  
令和3年6月  
30日まで  
(切手を貼らずに  
お出しください)

5 2 8 8 7 9 0

甲賀市長宛  
(受取人)  
甲賀市水口町水口六〇五二番地

キリトリ線

市長への手紙

下記のとおり封筒を作ってください。  
①キリトリ線に沿って切り、中央を山折りにしてください。  
②のりしろにのりをつけて貼り合わせてください。  
③切手は貼らずにそのままポストへ投函してください。

(山折り)

オール甲賀でまちづくりを進めるため  
皆さんの建設的なご意見をお寄せください

## 市長への手紙

まちづくりの主役は市民の皆さんです。皆さんとともにオール甲賀で、子どもから高齢者まで、誰もがいきいきと活躍できるまちをつくるため、ご意見やご提言をいただく「市長への手紙」をお待ちしています。

- お手紙は市長が読まさせていただきます。
- 「市長への手紙」は、秘書広報課や各地域市民センター等にも置いています。

- ※次の内容は「市長への手紙」としてお受けできませんのでご了承ください。
- 法令違反に関わる告発、警察捜査、許認可に関わるもの
  - 特定の個人や団体などを誹謗中傷するもの

問合せ 秘書広報課 広報広聴係  
☎69-2101 ☎63-4619

## プラスチック専用袋 による衛生センターへの 持ち込みについて

プラスチック専用袋に、分別されたプラスチック類を入れて衛生センターまで直接持ち込まれるケースが増えています。

プラスチック専用袋は、分別された廃プラスチック類を再資源化するために回収する専用袋です。衛生センターへの持ち込みは再資源化されることなく、ごみ処分手数料(50円/10キロ)をご負担いただき、焼却処分となってしまいます。

資源ごみ回収(プラスチック類の指定された曜日に集積所へ出していただくか、不燃物処理場(水口・土山・甲賀のみ)またはエコステーションへの直接持ち込み)のご利用をお願いいたします。



▲プラスチック専用袋 小(左)・大(右)

※袋は黄色または透明です。

問合せ  
甲賀広域行政組合 衛生課 業務係  
☎62-0483 ☎62-3661

## 誰も自殺に追い込まれることのないまちへ 3月は自殺対策強化月間



3月は、生活環境が大きく変わる時期であり、全国的にも月別自殺者数が多いことから、自殺対策強化月間に指定されています。

自殺の多くは、生活、家庭、仕事、健康など、さまざまな要因により心理的に追い詰められた結果、選んでしまう「追い込まれた末の死」と言えます。「私には関係ないかも」ではなく、まず一人ひとりが、他者に関心を持ち、自殺に対する理解を深めることが大切です。かけがえのない命を守るために、私たちができることを考えてみませんか。

### あなたもできる取り組み

- ①「ゲートキーパー」を知ろう  
ゲートキーパーは、自殺の危険を示すサインに気づき、関わることの出来る人で、その役割は次の4つです。  
「気づき」…家族や仲間の変化に気づいて、声をかける。  
「傾聴」…本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける。  
「つなぎ」…本人に理解のある家族や友人などのキーパーソンと連携して、早めに専門家に相談するよう促す。  
「見守り」…温かく寄り添いながら、見守る。  
市では、ゲートキーパー養成講座を実施しています。関心のある方は、下記まで。
- ②「生きること」や「こころの健康」について考えよう  
今月、市内図書館に、自殺対策に関連した情報コーナーを設置しています。  
また、市ホームページに「こころの体温計」を掲載しています。自分のこころの健康をセルフチェックできるシステムです。自分のこころの健康は、案外気づきにくいもの、気軽にまず試してみてください。

〇こころや心配ごと  
に関する主な  
相談窓口



〇こころの体温計



問合せ

すこやか支援課 健康増進係  
☎69-2168 ☎63-4085

## 公立甲賀病院組合と滋賀医科大学が 「地域医療教育研究拠点に 関する協定」を締結

公立甲賀病院組合は2月13日、「地域医療教育研究拠点に関する協定」を滋賀医科大学と締結しました。

この協定で、滋賀医科大学は今後の地域医療教育研究拠点活動を甲賀保健医療圏域に拡大することにより、地域医療を担う医師に対する教育および養成と確保に関する研究を推進されることとなります。

これにより、滋賀医科大学と公立甲賀病院医師との交流が活発となり、当圏域の医師確保や地域医療水準の向上につながることを期待されます。



問合せ 公立甲賀病院組合 総務課  
☎62-0234(代) ☎63-0588

## 転入・転出・転居などの 手続きができます

## 臨時休日窓口を開設

転勤や就職、入学などで新たな生活をスタートされる方が多くなるこの時期に合わせ、住所異動の手続きができる休日窓口を臨時に開設します。

日時 3月29日(日)、4月5日(日)  
8時30分～17時15分

場所 市民課

### 取扱業務

- 住民異動(転入、転出、転居)の受付
- 印鑑登録、印鑑証明
- 証明書発行(住民票、戸籍、課税証明書、所得証明書)
- 転入学通知書の発行

※平日(開庁日)と異なり、一部取り扱いできない手続きや交付できない証明書があります。

問合せ 市民課 市民窓口係  
☎69-2137 ☎65-6338

